

川越市学童保育室条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

川越市長 森田 初恵

川越市条例第 3 6 号

川越市学童保育室条例の一部を改正する条例

川越市学童保育室条例（昭和49年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（開室時間）

第3条 保育室の開室時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 次号に掲げる日以外の日 小学校の授業の終了後から午後7時まで
- (2) 小学校の休業日 午前7時30分から午後7時まで

第4条第1項中「受ける児童」の次に「（以下この項及び次項において「利用児童」という。）」を加え、「、児童」を「、利用児童」に、「8,000円」を「10,000円」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の保護者と同一世帯に属する利用児童が2人以上いる場合においては、利用児童のうち最年長者（該当する利用児童が2人以上の場合にあつては、そのうち1人）である児童以外のものの保育料の月額、同項に規定する額の2分の1の額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定及び同条中第2項を第3項とし、第1項の次に1項を加える改正規定並びに次項の規定は、令和10年4月1日から施行する。
- 2 保育を受ける児童の保護者が納付すべき令和10年4月から令和11年3月までの月分の保育料についての改正後の第4条第1項の規定の適用については、同項中「10,000円」とあるのは、「9,000円」とする。